

裁判官 認 印	
------------	--

### 第1回口頭弁論調書 (和解 少額訴訟手続)

事件の表示 平成22年(少コ)第80号  
期 日 平成22年8月27日午後4時00分  
場所及び公開の有無 神戸簡易裁判所法廷で公開  
裁 判 官 横 田 勝 年  
裁判所書記官 内 海 夕 香  
出頭した当事者等 原告代理人 [REDACTED]  
被 告 [REDACTED]

#### 弁論の要領等

##### 裁判官

原告出頭者を原告の訴訟代理人とすることを許可する。

##### 原 告

- 1 訴状陳述
- 2 平成22年8月23日付け準備書面陳述

##### 被 告

答弁書陳述

##### 証 拠

- 1 甲1から4
- 2 乙1から乙6

当事者間に別紙のとおり和解成立

裁判所書記官 内 海 夕 香

(別紙)

第1 当事者の表示

神戸市 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

同訴訟代理人 [REDACTED]

大阪府高槻市 [REDACTED]

被告 [REDACTED] こと [REDACTED]

第2 請求の表示

別紙請求の趣旨及び請求の原因記載のとおり

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として、18万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を平成22年9月27日限り、[REDACTED]銀行 [REDACTED]支店の原告名義の普通預金口座(口座番号 [REDACTED]) に振り込む方法により支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上